

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年10月14日（平成28年（独情）諮問第85号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（独情）答申第63号）

事件名：特定の科学研究費補助金に係る特定日付けで受理された調査報告書の
不開示決定（法人文書非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「科学研究費補助金特定課題番号に係る，特定日付けで受理された調査報告書」（以下「本件対象文書」という。）につき，法人文書に該当しないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年7月4日付け筑大法訟務第16-66号による不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件対象文書は法人文書に該当し，開示すべきである。

ア 本件対象文書は，科学研究費補助金（課題番号：特定番号，研究代表者：特定教員）を使った調査結果の報告書であり，国税（国民の血税）を使った補助事業の成果物として，法人（筑波大学）が保存すべき文書である。

イ 筑波大学WEBサイト「筑波大学研究者総覧」の特定教員の「論文」に挙げられている特定論文の受理日が特定日である。このことから，この特定論文が本件対象文書であると考えられる。「筑波大学研究者総覧」に列記することで，本件対象文書を筑波大学は組織的に使用している。

ウ これまで筑波大学職員が科学研究費補助金の交付申請をおこなう場合，申請書の研究業績に過去に“学術雑誌に受理された原稿”を列記している。このことから，本件対象文書も将来の科学研究費補助金交付申請書等での利用が想定（予定）される。

(2) 意見書

諮問庁（筑波大学）は、「研究者個人」を主張するが、当該文書の筆者をみればわかるように、筑波大学特定組織による組織的な研究である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

科学研究費補助金特定課題番号に係る、特定日付けで受理された調査報告書

2 原処分維持が適当と考える理由説明について

本件開示請求に係る研究は、研究代表者である教員が主体となっていて行われるもので、筑波大学の管理監督者からの指示の下で行われるものではない。また、本件対象文書は学術雑誌に投稿、受理された原稿であり、研究のために使用されるもので、法人組織としての利用を予定しているものでもない。さらに、科学研究費補助金は、その管理や諸手続については所属研究機関において行われているが、研究者個人から応募された研究計画について採択し、研究費が助成されるものである。以上から、本件対象文書は法2条2項に規定する法人文書に該当しないと考える。

3 審査請求人の主張に対する補足理由説明

審査請求人は、本件対象文書が①科学研究費助成事業の成果物であること、②本学WEBサイト「筑波大学研究者総覧（TRIOS）」に（名称のみ）列記されていること、また③将来の科学研究費補助金交付申請書等での列記が想定されることを理由に、本件対象文書は法人文書に該当するとして、開示すべきであると主張する。しかし、①及び③については、あくまで科研費は研究者個人への助成であること、②についても研究者個人の業績として列記しているに過ぎないことから、原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年10月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月31日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月17日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は「科学研究費補助金特定課題番号に係る、特定日付けで受理された調査報告書」であり、処分庁は、法人文書に該当しないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当と

していることから、以下、本件対象文書の法人文書該当性について検討する。

2 本件対象文書の法人文書該当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書に係る研究は、筑波大学の管理監督者からの指示の下で行われたものではなく、研究代表者である教員が主体となっ
て行われたものであり、本件対象文書は、当該研究に係る報告書として、
学術雑誌に投稿、受理された原稿であって、研究のために使用されるも
ので、法人組織としての利用を予定しているものではなく、法2条2項
に規定する法人文書に該当しない旨説明する。また、当審査会事務局職
員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書を他の何らかの理由
で法人文書として取得した事実もないとのことである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足
る特段の事情も認められない。

したがって、本件対象文書は法人文書に該当しないものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を
左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、法2条2項に規定する法人文書
に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象文書は法人文
書に該当しないものと認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋